

最低賃金の改定等に関する意見書

最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

しかしながら、一般労働者と大きな賃金格差があるパートタイム労働者の増加により、全体の賃金水準が低下するとともに、企業規模などによる賃金格差も拡大している。また、雇用情勢は依然として厳しく、完全失業率は若干回復傾向にあるもののいまだ高水準で推移しており、加えてフリーター、ニートといった若年者の雇用問題も深刻化している。

このような中、労働者の生活安定や国民経済の下支えのため、最低賃金の改善は重要な課題である。

よって国におかれては、平成 17 年度の神奈川県最低賃金の改定に当たり、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 地域別及び産業別最低賃金の改定については、早期に神奈川地方最低賃金審議会に諮問し、一般労働者の賃金水準に見合うものとする。
- 2 神奈川地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の周知徹底を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

厚生労働大臣

神奈川労働局長

児童扶養手当の減額等に関する意見書

児童扶養手当制度は、母子家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る上で重要な役割を果たしている。

近年の離婚件数の増加などにより手当の受給者は年々増加しているが、平成 14 年 1 1 月の法律改正により、受給開始から 5 年又は受給資格を得てから 7 年を経過したときは、原則として手当の一部を減額することとされ、その減額割合は手当の額の 2 分の 1 を超えない範囲で定めることとされた。

しかしながら、子育てと生計の担い手という役割を一人で担わざるを得ない母子家庭は、生活環境の激変や子供の養育、家事負担、住宅問題、就業問題など多くの困難を抱えており、その自立のための支援施策の一層の充実が求められている。

よって国におかれては、母子家庭の置かれている状況を踏まえ、児童扶養手当の減額及び減額割合の決定に際しては、支援施策の進展状況等を勘案しつつ、慎重に検討されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

社会保障制度の抜本的改革を求める意見書

公的年金制度を始めとする社会保障制度は、国民の生活を支える重要な基盤であるが、負担と給付の在り方や国民年金の未加入・未納問題など様々な課題も抱えている。

国民が生涯を通じて安心して暮らせる社会保障制度を構築するためには、公的年金制度に関する課題の解決や、医療制度の改革、介護・障害者サービスの検討など、社会保障に関する諸制度を一体的に見直し、拡充することが必要である。

よって国におかれては、子育て支援、雇用政策、住宅政策、高齢者福祉政策など関連政策との連携を図りつつ、社会保障制度の抜本的な改革を早急に行われるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

出産費用の実態に合わせた公的助成を求める意見書

国は新エンゼルプランの実施や子ども・子育て応援プランの策定など、少子化対策として様々な取組を進めているが、平成 15 年の合計特殊出生率は過去最低の 1.29 となり、現在のところ少子化傾向に歯止めがかかっていない。

予定する子どもの数が理想とする子どもの数を下回っている夫婦のうち 62.9% が、その理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と答えており、経済的理由によって産みたくても産めない現状がある。また GDP（国内総生産）に対する子どもへの公的支出の比率も、主要国の平均が 1.9% であるのに対し、日本は 0.6% と最下位クラスであり、我が国の子育て支援は諸外国と比べても貧困と言わざるを得ない。

具体的な経済支援の一つとして出産育児一時金制度があるが、その実態は出産費用が平均約 45 万円なのに対し、出産育児一時金は 30 万円で、その差額は 15 万円以上になっている。

これは若い夫婦にとっては大きな負担であり、実態に合わせた出産育児一時金の増額など負担軽減策の早期実現が求められている。

よって国におかれては、次の事項について早急に実施されるよう強く要望するものである。

- 1 社会保障制度の中に子育て支援を位置付け、実態に合わせた出産育児一時金の増額を図ること。
 - 2 出産にかかわる費用を健康保険の適用対象とすること。
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣